

5・11シンポジウム&第7回総会

# 社会保障・生活保護改悪に 立ち向かう生存権裁判！

朝日訴訟・朝日茂さん生誕100年を迎えて

現行生活保護制度創設以来、最大の改悪が自公政権によって行われようとしています。生活扶助基準の老齢加算減額・廃止に対して8年間たたかっている生存権裁判勝利は、基準引き下げや制度改悪に対する最大の武器となります。

国民的たたかいの広がり地裁判決を勝ちとり、社会保障改善の道に大きく貢献した朝日訴訟のたたかいに学び、支援の輪を広げましょう。

○とき 2013年5月11日(土) 13:00から16:30まで

○場所 板橋区立文化会館 4階 大会議室 (入場無料)

交通：東武東上線「大山駅」北口徒歩3分

都営三田線「板橋区役所前駅」A3出口徒歩約7分

○内容

<第1部> シンポジウム

朝日健二氏 (NPO 法人朝日訴訟の会理事)

新井 章氏 (朝日訴訟弁護団主任弁護士)

公文昭夫氏 (元日本労働組合総評議会社会保障局長)

コーディネーター 井上英夫氏 (金沢大学客員教授)

質疑・討論

<第2部> シンポジウム終了後、同会場にて

「生存権裁判を支援する全国連絡会第7回総会」を行います。

主催・連絡先

**生存権裁判を支援する全国連絡会**

〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-12-15 KATO ビル 3階

TEL 03-3354-7431 FAX 03-3354-7435

## 板橋区立文化会館へのアクセス



名称	板橋区立文化会館
住所	東京都板橋区大山東町 51-1
電話番号	03-3579-2222
アクセス	東武東上線「大山」駅 北口から 徒歩約 3 分 都営三田線「板橋区役所前」駅 A3 出口から徒歩約 7 分

代表委員、事務局団体・個人 各位

## 5・11シンポジウム、第7回総会概要報告

2013年5月15日

生存権裁判を支援する全国連絡会事務局

1、日時・会場：5月11日（土）午後1時～4時30分 板橋区立文化会館大会議室

2、集會名

＜前半＞ シンポジウム 社会保障・生活保護改悪に立ち向かう生存権裁判！

一朝日訴訟・朝日茂さん生誕100年を迎えてー

＜後半＞ 生存権裁判を支援する全国連絡会第7回総会

3、開会前の歌とギター演奏

渡辺潤代表委員（公扶研）の歌と矢野敏広さんのギターで、北海道の2姉妹餓死事件をテーマとする歌と生活保護基準引き下げに反対する歌を演奏しました。

4、司会・進行者

シンポジウム、総会の全体の司会・進行を児玉紀子代表委員（新婦人）と事務局の丸山潮さん（民医連）が行い、宇都宮健児弁護士からのメッセージを紹介しました。

5、シンポジウムの流れ

前半のシンポジウムについてはコーディネーターとしての井上英夫会長が3人の方々、新井章さん、公文昭夫さん、朝日健二さんにそれぞれ質問するという形ですすめられました。進行内容は、①朝日茂さんとはどんな人物だったのか、朝日訴訟とはどんな事件、裁判だったのか、②朝日訴訟をどうとらえていくのか、現在の危機的状況の中でどんな意義があるのか、③これからのたたかいに向けて、どうたたかうのか、の柱に沿って進められました。訴訟を提起するいきさつ、弁護士に依頼する状況や支援団体の動き、茂さんが亡くなる前の訴訟継承者選びや全国を巡って支援を広げた話など、時には聴衆の笑いを誘うほどの大胆な話も交えながら支援運動の基本的な原点が伝えられました。

6、会場募金の訴え

休憩に入る前に上澤雄三代表委員（保団連）が会場募金の訴えを行いました。上澤さんは、保団連の一員として、生活保護は恩恵ではなく権利であることを、とくに若い世代に訴えていきたいと裁判の意義を話しながら募金を要請しました。

7、後半の総会では、井上会長の開会あいさつについて、弁護団報告を東京の淵上隆弁護士が行いました。また、新潟の大澤理尋弁護士からは控訴審の東京高裁について発言いただきました。前田美津恵事務局長の「運動のまとめと方針」の所では、議案についてとくに反対意見はなく、事務局で会計監査の國貞亮一さん（自治労連）が監査報告を行いました。

「訴え、報告、討論」の中では、京都の原告・松島松太郎さん、東京の元原告・横井

邦雄さん、八木明さん、吉田喜美さんを紹介し、松島さんが京都生存権裁判・最高裁でのたたかう決意表明をしました。

報告・討論では会場から6人が発言しました。以下発言の概要です。

・浅田光治さん（愛知）

「生活保護基準」というが、基準というのは本来、貧困に手助けするのがあたり前だ。下の方の16%（貧困率）を援助するのが基準だ。ところが上から一番低いところを基準とするのは見当違いだ。収入の低い人が利用している物価は下がっていない。統計をキチッととらえて裁判をたたかってほしい。

・斉藤喜作さん（埼玉・新座生活と健康を守る会）

生存権裁判は何としても勝たねばならない。どうすれば勝つのか。新潟の事件は勝つ可能性がある。新潟地裁判決があまりにもひどい判決だからだ。（控訴審での）東京高裁の裁判官はきく耳をもっている。（原告側の陳述を）身を乗り出して聞いている。また、7月、9月と積極的に審理を進めている。あまりにも地裁判決がひどいから、みんな判決文を読んで批判しよう。

・横井邦雄さん（元東京原告団長）

7月の選挙が気になっている。（安倍政権の）右傾化をどのようにやめさせるか。これが毎日頭から離れない。選挙で良い結果を出すために協力をお願いしたい。

・江田有子さん（全大阪生活と健康を守る会連合会事務局次長）

大阪・枚方の自動車保有訴訟について、4月19日に提訴3年で完全勝訴した。「枚方判決」への全国からの支援に礼を言う。勝訴の意義には3つあると思う。①自動車保有の要件は保有のためであって、利用・自立のための要件ではないこと、②年金月額4万円しかなく、25条の生存権がおびやかされたことは問題であること、③国家賠償を認めたと、である。判決が確定するまでは緊張したが、市役所の担当者が「数えるのをやめた」というほど、控訴断念の要請文が北は北海道、南は沖縄から約4,000通寄せられた。引き続き府や国に働きかけていく。大阪ではもう一つ、40歳代の夫婦が6度にわたる申請を「稼働能力の活用」で5回却下された「岸和田事件」は5月29日に結審する。みなさんの支援をお願いします。

・寺久保光良さん（埼玉、『「福祉」が人を殺すとき』作者）

先日、埼玉の母親大会の分科会（約40人）で生活保護へのバッシングの話や三郷の裁判のこと、「税と社会保障の一体改革」のことなどを報告した。その中で、参加者からは「商売が成り立たない」、また、「団地で毎年、毎年、餓死・孤立死がある」などの報告があった。申請に行ってもけんもほろろに追い返されるなど制度が使いにくい問題や当座の金がないなど貧困がすすんでいる。捕捉率はせいぜい2割で、8割の人が生活保護基準以下で生活しているのが現実の姿だ。私はその中で制度をもっと利用しようではないかと訴えた。どんどん利用することが大事だ。制度を利用することで捕捉率を上げる必要がある。制度は飾りではない、利用しよう。世論が分断されている中で頑張りたい。

また、事務局強化の提案については、何らかの形で協力したい。

・小浜秀雄（青森）

青森の裁判は1月の不当判決で控訴して、7月12日に仙台高裁で第1回口頭弁論が開かれる。何としても勝利したい。しかし、私たち「生活と健康を守る会」だけではとてもとたかえない。「支援する会」の果たす役割が大事だ。では、「生活と健康を守る会」はダメかという、そうではない。

第1の柱は原告だった。ほぼ80歳にもなっているその人たちが、雨の日も風の日も毎月25日には街頭に出て署名をやる。この原告たちの姿に私たちはどれほど奮い立たされたか。地裁判決の日、200人が押しかけたがこの中でも原告7人全員が発言した。「このような不当なこと、死ぬまで頑張る」ということで即刻控訴することにした。原告の役割が大事である。原告全員が青森県生連の会員であることに誇りをもっている。当時、県内では約5000人が高齢加算をもらっていた。その中で勇気をもって提訴した7人が全員「生活と健康を守る会」の会員であり、それを生み育てた会の役割が非常に大事だと思いきや自慢にしている。これから新しく全国で支援組織が生まれようとしている。ここでは原告のいない県のために、是非、「生活と健康を守る会」がその役割を果たすよう強調したい。

次の柱は弁護士だ。青森は弁護士が少ないことが有名だったが、5人の強力な弁護団ができた。青森では一つの事件で5人の弁護士がつくというのはほとんどない。そういう点では弁護団の力が県内で大きな影響を与えたといえる。

三つ目は、何といても「支援する会」の役割だ。提訴したその日に発足した。特徴は中心となっているのが労働組合だという点。医労連を中心とした県労連、また、民医連、年金者組合、保険協会、新婦人等々が参加してくれた。事務局は医労連が中心にやっている。生活と健康を守る会がやらなくても医労連中心の事務局がすべてやってくれる。総会の準備や年1回の交流会のだんどりもして、そこで作る人も。そうしたことがどんなに力となったか。これから「支援する会」をつくるどころも、是非、労働者に協力を呼びかけて、その活動力を大いに生かしてもらいたい。

最後に、この運動をすすめるにあたっては、中央、全国の支援する会の役割だ。全国一斉行動日を設けるなど、一斉に呼びかけることが非常に大事だ。ボチボチやっているだけではこのたたかいは勝てない。なんとしても全国に、生存権裁判をいまたたかっているのだと全国に響くようにしたい。全国の仲間と手を取りあっていきたいと思う。

・井上会長から3点について補足と提案がありました。

- 1) 全都道府県に支援する会をつくり運動を強化する。
- 2) 専従体制をつくる。

具体化すれば予算に反映することになるので了解を。社会保障の水準が財政を決めるのと同様に、必要な運動があれば、それが財政を決める。その逆ではない。

- 3) 小川名誉会長から50万円という多額の寄付をいただいた。会として感謝状を出し

たい。

## 8、議案採択

拍手で採択することを会場の了解を得て、拍手で一括採択されました。

## 9、閉会あいさつ

高橋信一副会長（全労連）が閉会あいさつを行いました。高橋さんは、朝日訴訟のたたかいを学んで生存権裁判のたたかいに生かすことを確認し、とりわけ、新たに支援する会が結成されている、力合わせて大きく支援するたたかいを広げようと結びました。

## 10、参加状況

当日は、あいにく雨天となったこともあり、昨年の第6回総会（参加者140人）に比べてやや少ない101人の参加者となりました。

<参加者内訳>（順不同）

- ・全国連役員、・事務局：19人、・弁護団：4人、・原告・元原告：4人、
- ・支援団体等：中央社保協、全生連、国民救援会中央本部、東京民医連、東商連（民商）、きょうされん、年金者組合都本部、八王子社保協、新聞労連
- ・東京支える会関係：都生連本部、足立、墨田、品川、板橋、豊島、台東、荒川、杉並、新宿、調布、
- ・地方団体、支援する会関係：青森、秋田、宮城、福島、埼玉、新潟、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、鳥取、岡山、広島、山口、愛媛、福岡、大分、鹿児島、
- ・その他：首都大学東京、名古屋大学
- ・新聞、通信社関係：共同通信社、しんぶん赤旗、

## 11、『生活と健康を守る新聞』記事への原稿

今年は朝日訴訟の原告・朝日茂さん生誕100年にあたります。生存権裁判を支援する全国連絡会は5月11日、生誕100年を記念して東京都内でシンポジウム「社会保障・生活保護改悪に立ち向かう生存権裁判！」を開き、社会保障改善に大きな役割を果たした朝日訴訟とその運動から教訓をくみとるとともに、続いて第7回総会を行い、裁判で勝利することが、現在の生活保護基準引き下げ、生活保護制度改悪の攻撃に対して最大の反撃となることを確認し合いました。

シンポジウムでは、同全国連絡会会長の井上英夫さん（金沢大学客員教授）がコーディネーターをつとめ、訴訟や運動に当事者として深く関わっていた3人のシンポジストから、知られていない事実も含め、国民的な運動に広がる原点をあぶり出し参加者に感銘を与えました。

朝日訴訟の主任弁護士であった新井章さんは「東京地裁で勝利し国側が控訴する中で、支援運動を広げて世論を高めたことが、その後の裁判の結果にかかわらず実質的な成果を勝ちとる力となった」と発言し、元総評社会保障局長の公文昭夫さんは「労働組合運動と

して朝日訴訟にとりくみ、戦争反対と社会保障拡充を統一して掲げ、未組織貧困層の運動や共闘組織の中心を労働組合が積極的に担っていくことが重要」と指摘しました。

全国連の副会長でもあり、朝日茂さんの養子となった朝日健二さんは、訴訟継承者として夫婦で全国を駆け回り運動を組織した経験を語り、現在の生存権裁判勝利と生活保護改悪阻止のための運動を早急に強める必要を呼びかけました。

後半の総会では、100万人署名の早期達成や全国に「支援する会」を広げること、そのための事務局体制の強化などが提起されました。

この集会には、全国連代表委員・団体をはじめ、最高裁でたたかっている京都・生存権裁判原告の松島さんと支援者、東京の元原告3人と各支える会、東京と新潟の弁護団4人、青森、秋田、福島、埼玉、新潟、静岡、愛知、大阪、兵庫、鳥取、岡山、山口、愛媛、福岡、鹿児島などの各県生連、「支える会」、「支援する会」のメンバー101人が参加しました。